

「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」
(案)

(逐条解説資料)

目 次

前文	1
第1条 目的	5
第2条 基本理念	6
第3条 市の責務	8
第4条 市民等の役割	10
第5条 県との連携及び協力	12
第6条 施策の推進方針	13
第7条 財政上の措置	15
第8条 委任	16

前文

手話は言語である。

手話は物の名称や自らの意思を手や指の動き、表情等により視覚的に表現するものである。

手話は、聴覚障害者が心豊かな日常生活を営み、第三者との意思疎通を図るため長年にわたって大切に育んできた言語である。

言語は人々が交流し、お互いの気持ちを尊重、理解する上で必要なものであり、さらには、知識の蓄積や文化・芸術の創造に大きく関わってきた。

また、音声言語のみならず、手話による非音声言語も、人類の発展に大きく寄与してきたものである。

これまで手話は言語として認められていなかったため、手話による教育や環境が整備されず、聴覚障害者は必要な情報を得ることや意思疎通を図ることが難しく、日常生活や社会生活の中で不便と不安を抱え生活してきた。

また、聴覚障害者は災害時において耳から情報を得ることが困難であるため、情報の可視化や、現場で迅速に情報の送受が出来る体制を確立させていくことが課題となっている。

ここにわたしたち市民等は、手話が言語であることへの理解の普及に努めるとともに、障害の有無にかかわらず、全ての市民等のコミュニケーションが円滑に行われ、お互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

《趣旨》

前文の第1段落において、手話は言語であると明記しています。

第2・3段落で、手話についての説明をしており、日本語と同様に、手話も言語であるとの認識を示しています。

第4・5段落では、言語は情報の伝達や人類の文化・発展のために必要不可欠であることを示し、手話も言語同様に文化に大きく寄与していることを表しています。

第6段落では、19世紀に口話法が優位であると宣言されて以来、手話は言語として認められなかった歴史があることを表しています。

その長い100年もの間、平成18年の国際連合総会まで障害者の権利に関する条約第2条に、「言語とは音声言語及び手話その他の非音声言語をいう」と定義されるまで認められずにいました。

わが国でも平成23年に障害者基本法第3条第3号において「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が図られること」と規定され、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）」が成立されると同時に、千葉県でも「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例（平成28年千葉県条例第49号。以下「県条例」という。）」が制定されました。

第7・8段落では、災害時における聴覚障害者の実態について、避難命令や配給情報等のアナウンスがされても音声情報を得ることが出来ません。

よって、情報の可視化や迅速な情報の収受が出来ないことから命取りになるとも限りません。そのため、情報弱者とならないよう体制を確立し、自助力についても身に付けていただくよう表しています。

第9段落では、本条例において目的とすべきことを明らかにし、障害の有無にかかわらず、意志疎通が可能な共生社会の実現を目指しています。

千葉県では、平成28年に県条例が制定され、すでに県において条例が施行されていますが、今後本市においても、手話の普及や理解、必要な情報の環境を整備し社会的障壁の除去を図り、市民一人ひとりに啓発していくことが重要であると考え前文に明記しました。

【障害者に関するその他法律の経過】

全国	千葉県
平成18年 国際連合総会にて 障害者の権利に関する条約	平成18年 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例
平成23年 障害者基本法	平成28年 千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例
平成28年 障害者差別解消法	

○参考

障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）
第2条 定義
この条約の適用上、
「意志疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思相通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意志疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。
「言語」とは、音声言語及び手話その他の非音声言語をいう。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（地域社会における共生等）

第3条 第1条における社会の実現は、全ての障害者が、障害でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 1 全て障害者は社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 2 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 3 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意志疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関及び事業者における障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的に推進することにより、障害の有無にかかわらず市民等が分かち合うことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

《趣旨》

本条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めています。

手話が言語であることを認識し基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにしながら、手話に関する施策を推進することにより、社会的障壁を取り除き障害の有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し合い、ともに暮らすことのできる地域社会を目指します。

《説明》

手話は言語であるとの認識のもとに、目的を障害の有無にかかわらずと規定し、とりわけ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に規定している障害者の定義を設けてはいません。よって、障害者手帳の要件に該当しているかは問わず、聴覚に障害があり手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者、手話を第1言語として使用しているろう者はもちろん、中途失聴者や難聴者で会話によるコミュニケーションが困難で手話を使用している者を含めています。

（基本理念）

第2条 手話に関する普及の促進は、手話を必要とする市民等が手話を言語としてコミュニケーションを図る権利を有することを理解し、手話を通じて全ての市民等が互いに尊重し合うことを基本として行うものとする。

《趣旨》

本条は手話に関する基本理念を定めています。

手話は言語と同様であるとの認識のもと、独自の言語体系を有する文化的所産であることを理解しながら、意志疎通を図り互いに尊重することとしています。

生まれながらに聴覚に障害のある者、中途失聴者、難聴者がおり、それぞれの障害の特性に応じて他の人とのコミュニケーションを図り、情報の送受について確保される必要があります。

《説明》

《手話について》

手話は手や指の動き、表情を使い視覚的に表現するもので、音声言語である日本語と同様にひとつの言語です。

手話は日本語の代替物ではなく独自の言語として、手話を必要とする方が自分らしく生きていくうえで社会生活上必要なものです。

障害者の権利に関する条約第2条において、手話は言語であると定義され、平成23年8月に改正された障害者基本法においても、第3条に言語には手話を含むと明記されました。平成28年4月より障害者差別解消法が施行され、障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が行政機関に義務付けられるなど、手話への理解促進や手話を使いやすい環境整備等への取り組みが求められています。

《手話を必要とする市民等》

手話を必要とする市民等とは、聴覚などに障害があったり、発音・発声が困難な方や、音声日本語を獲得し理解することが困難な方を指します。

一般的には、言語獲得以前から重度の聴覚障害があり、音声言語の自然な獲得が困難であった方は「ろう者」、途中で耳が聞こえなくなった方は「中途失聴者」、先天性か中途かに関わらず、聞こえにくいものの聴力が残存している方は「難聴者」と呼ばれています。

使用する手話の傾向として、ろう者は日本手話を第1言語として使用し、音声言語習得後に失聴した中途失聴者や音声言語獲得可能な難聴者は、すでに習得している音声言語を視覚で認識するために、日本語対応手話を使用する傾向があります。

《日本手話と日本語対応手話について》

① 日本手話

音声言語である日本語とは異なる独自の語彙、文法等の言語体系を有するひとつの言語であり、ろう者の交流の中で生まれ、ろう者集団において継承されてきた自然言語。

② 日本語対応手話

日本語の文法にのっとり、手話の単語を日本語の語順のままに表し、日本語を視覚的に認識できるようにしたものです。手指や表情、口の形など、視覚・身振りに基づいた手話の表現形式を用いており、日本語の文法が基本となっています。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話への理解及びコミュニケーション手段としての普及に関する施策を推進するものとする。

《趣旨》

本条は市の責務を定めたものです。

市は手話を必要としている市民の障害特性について正しく理解を広げるとともに、手話によるコミュニケーション手段が行えるよう施策の普及に努めるものとしています。

県の責務

- ・ 社会的障壁の除去
- ・ 日常生活上の合理的配慮
- ・ 手話の普及と促進
- ・ 手話を使用する者との連携
- ・ 県民の理解の促進

市の責務

- ・ 手話言語への理解と促進
- ・ 施策の推進



国・市町村・その他関係機関と連携
県の条項では、市町村の役割について

○参考 「県条例第5条より抜粋」

市町村の役割

市町村は、基本理念にのっとり、県と連携し、「聴覚障害者の社会的障壁の除去について」、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的配慮を行い、手話の普及の促進及び手話を使いやすい環境の整備に努めるものとする。

○ 参考

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び施設の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取り扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、基本理念への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

《趣旨》

本条は市民等が担うべき役割について定めています。

市民等について、流山市自治基本条例（平成21年流山市条例第1号）第3条2号では、市民等について市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業所を指しています。市は手話を必要としている市民に正しい理解を深めていくこととし、市がそのために推進する施策に協力することを求めています。

また、事業所については障害者差別解消法により、合理的配慮の提供義務を負うものとなっています。

県民の役割

- ・手話及び聴覚障害への理解
- ・手話等の普及の促進に協力

市民等の役割

- ・手話を必要とする権利を有することを理解
- ・手話を通じてすべての市民が互いに人格を尊重



県は事業所の役割を定義



市は事業所の役割を市民等として定義

事業所の役割

・事業者は、基本理念にのっとり、聴覚障害者に対してサービスを提供するとき又は聴覚障害者を雇用するときは、手話等の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

事業所の役割

・自治基本条例により事業者は、市民に含むものと解されている。
そのため、特に規定はしていない。

《説明》

本市において、実際のところ手話の利用の機会が十分に確保されているとはいえず、地域社会で暮らす人の中にも障害のある人とない人が関係づくりをする場が少なく日常時に困難をきたしています。

こうした聴覚障害の特性による手話を用いたコミュニケーションを実現するには、障害者の権利に関する条約の理念を広く市民等が共有する理解が必要となります。

○参考

流山市自治基本条例（定義）

第3条2号 市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO 及び事業者をいいます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取り扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(県との連携及び協力)

第 5 条 市は、この条例の目的及び基本理念に対する市民等の理解の促進並びに手話の普及及び環境整備に当たっては、千葉県と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

《趣旨》

県条例第 4 条において本条は県における市町村との役割について定めています。

市は障害者総合法により、地域生活支援事業として、聴覚障害者等に対する情報保障をもとに意思疎通支援事業として、市窓口に手話通訳者を配置し、現場には手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。

聴覚に障害のある人となない人がともに生きていくために、障害者差別解消法により、行政機関においては合理的配慮の提供に関して法的義務が課せられています。

《説明》

県条例第 4 条にあるように社会的障壁の除去を必要とする場合や社会生活を営むために必要な合理的配慮については県と協力しながら行うことを規定し、手話を用いやすい環境の整備等に当たっても県との連携が重要となってくることから、市の責務を遂行するうえで、県との連携を深め、協力して推進していくよう努めることとしています。

また、環境整備に当たっては意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置）を実施しています。

(施策の推進)

第 6 条 市は、次に掲げる施策を総合的に推進しなければならない。

(1) 手話に対する理解及び手話の普及を促進するための施策

(2) 手話による情報の取得及び共有の機会の拡充

(3) 手話による円滑なコミュニケーションができる環境構築のための施策

(4) 学校における手話への理解及び手話の普及を図るための施策

(5) 災害時における情報の提供及び意志疎通の支援に関する施策

(6) その他市長が必要と認める施策

2 市は施策の見直しに当たっては、障害者関係団体等から意見を聴くよう努めるものとする。

《趣旨》

本条は、手話に関する施策の実効性を確保し、総合的に実行するための推進を定めたものです。

市は施策について、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定するもの及び障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定するものについて、別に定める障害者に関する計画を参考に総合的に行っていくものとしします。

《説明》

また、施策の見直しについては、障害者、障害者関係団体等から広く意見を聴くものとしており、限られた団体のみではなく、手話を必要としている者を対象に広く聴取する姿勢を取るため、特に協議会等の組織は置かないものとしします。

聴取方法については、アンケートの実施やパブリックコメントなどを予定し、施策の推進に反映させてまいります。

《 施策の推進 》

意見の聴取



計画の策定

- ・ 県との連携及び協力
- ・ 第3期流山市地域福祉計画
- ・ 第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画



施策の推進

- ・ 手話に対する理解及び手話の普及を促進するための施策。
- ・ 手話による情報の取得及び共有の機会の拡充。
- ・ 手話による円滑なコミュニケーションができる環境構築のための施策
- ・ 学校における手話への理解及び手話の普及を図るための施策
- ・ 災害時における情報の提供及び意思疎通の支援に関する施策
- ・ その他市長が必要と認める施策。

状況により施策の推進を変更・追加などしていきます。

(財政上の措置)

第7条 市は前条第1項各号に掲げる施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

《趣旨》

本条は、流山市手話言語等の普及の促進に関する条例に対する施策を推進するために、必要な財政上の措置について定めたものです。

手話に対する理解及び普及促進並びに環境の整備、手話に関する施策を実施していく上で、一定の財政上の措置を講ずる必要性があります。

《説明》

予算措置については、事業の内容や、効率性などを検討し、財政状況を踏まえて、予算措置を講ずるよう定め、本条例の制定後における啓発に向けた取り組みを行っていく上で、予算を確保し必要な経費が賄えるようにします。

例えば、パンフレットの作成や必要に応じては動画や SNS を利用した配信サービスを、最小の経費で最大の効果を得ることができるよう手話の普及の促進が行えるよう予算を要望していきます。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

《趣旨》

条例の施行に当たって必要な事項が生じた際には、市長が別に定めることを規定しています。